

議案第 3 号

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり
制定する。

平成 26 年 2 月 25 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 22 年加西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「社会福祉法人加西市社会福祉協議会」を削り、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 社会福祉法人加西市社会福祉協議会
- (2) 加古川西部土地改良区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）の規定に基づき、加古川西部土地改良区に職員を派遣するため改正するもの。